

第1期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の実施状況と施策の評価

1. 施策の評価

第1期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の実施状況を振り返り、施策の評価を行いました。

評価は1～3までの3段階で、「1・全く取り組めていない」、「2・やや取り組みが遅れている」、「3・予定通り取り組んでいる」と評価しています。

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

施策名	(1) 認定こども園の普及に関する考え方	担当課 こども育成課	施策の評価 2	やや取り組みが遅れている
具体的事業	教育・保育の一体的な提供を行うため、将来の量の見込みに基づき、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行により、認定こども園の普及促進を図ります。また、地域の実情や教育・保育施設の状況、教育・保育の量の見込み等を考慮し、認定こども園の普及を図るとともに、移行に関し必要な施設整備を行います。			
実施状況と今後の方向性	施設整備の実施により平成27年に1園、平成30年に2園が幼稚園から認定こども園へ移行し、保育供給量は拡大しました。しかしながら、未移行の園については今後も認定こども園への移行の考えはない状況にあります。			
施策名	(2) 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携の推進	担当課 こども育成課 学校教育課	施策の評価 3	予定通り取り組んでいる
具体的事業	認定こども、幼稚園、保育所、小学校との間で、幼児教育・保育の必要性の共通理解を図り、幼保小の連携を強化していきます。地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたって、地域の教育・保育施設との連携もふまえた事業の実施に取り組めます。			
実施状況と今後の方向性	幼保小連絡協議会の定期的開催により、相互理解を深めながら情報連携を図っています。また、放課後児童クラブの保育所による運営や養育支援訪問における教育・保育施設との連携など各事業と施設との連携も強化されています。今後も継続して、施設間・事業間の連携強化に取り組めます。			
施策名	(3) 3歳未満児に係る取組と3歳児以上時に係る取組の連携	担当課 こども育成課	施策の評価 2	やや取り組みが遅れている
具体的事業	乳幼児期の発達は連続性を有するものであることや、保護者の安心感を確保するため、地域型保育事業を利用する3歳未満の子どもが、3歳以降も質の高い教育・保育を利用することができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業の連携について支援していきます。			
実施状況と今後の方向性	各地域型保育事業所ごとに近隣の公立保育園との連携強化を図り、保育の質向上に努めています。また、3歳児における継続した教育・保育施設の利用も確保しています。しかしながら、地域型保育事業所と連携施設の協定書は未締結の園もあることから、平成31年度の協定書締結に向け助言をしていきます。			

(2) 子ども子育て支援の関連施策

施策名	(1) 保育士等の確保策の推進	担当課	施策の評価	予定通り取り組んでいる
		こども育成課 生涯学習課	3	
具体的事業	就職面談会の開催、研修の実施、各種広報媒体を活用した潜在保育士等の掘り起こしなどに取り組むとともに、保育士等の職業あっせんを行うハローワーク、佐賀県保育所・保育士支援センター、保育士等の養成を行う高等教育機関等との連携を図るなど、保育士等の確保に取り組んでいきます。			
実施状況と今後の方向性	ハローワーク、市の広報媒体、佐賀県保育所・保育士支援センターによる求人を行うとともに、就職面談会への参加支援及び九州龍谷短期大学との連携協定等保育士等の確保に取り組んでいますが、未だ保育士等は不足している状況です。今後も潜在保育士の掘り起こしに積極的に取り組んでいきます。			
施策名	(2) 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用	担当課	施策の評価	やや取り組みが遅れている
		こども育成課	2	
具体的事業	育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるように、平成27年度からの新規事業である利用者支援事業等の推進を図るとともに、保育所・幼稚園等のサービスが適切に提供できるように環境整備を図ります。			
実施状況と今後の方向性	子育て支援コーディネーターを配置し、子育てに関する情報提供、地域での子育て支援サークル等の育成支援を継続しておりますが、利用者支援事業の取り組みは遅れており、平成31年度から開始する予定です。			

(3) 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

施策名	(1) 児童虐待防止対策	担当課	施策の評価	予定通り取り組んでいる
		こども育成課	3	
具体的事業	乳幼児健診時に親子間の様子を確認するとともに、未受診者の中に心配なケースがみられるため、電話連絡、保育所等との連携により、児童虐待の予防、早期発見に努めています。関係機関との連携、情報共有のため、鳥栖市要保護児童等対策地域協議会等を開催します。佐賀県等が実施する講習会への参加等を通じて体制の強化を図るとともに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や、児童相談所等の権限を要する場合は、関係法令に基づき児童相談所等の対応を求めるとともに、佐賀県と連携を図りながら適切な対応を図ります。			
実施状況と今後の方向性	毎月、要保護児童等対策地域協議会実務者会議を開催し、関係機関との連携、情報共有を図り、虐待の予防、早期発見に努めることができた。一時保護などの実施が適当と判断した場合は、児童相談所と連携を図りながら対応することができた。今後は、佐賀県等が実施する研修会等に参加し、職員の専門性の向上を図ります。			

施策名	(2) ひとり親家庭の自立支援	担当課	施策の評価	予定通り取り組んでいる
		こども育成課	3	
具体的事業	ひとり親家庭への支援は、児童扶養手当、保育料の軽減、ひとり親家庭医療費助成、ファミリー・サポート・センターの利用料の助成、保育所や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業等の利用への配慮など、佐賀県が定める母子家庭及び寡婦自立促進計画等を踏まえ、自立支援を基本とした子育て、生活支援、経済的支援などを含めた総合的な自立支援に取り組めます。佐賀労働局が本市に設置している、鳥栖市就労支援センター（愛称：ジョブナビ鳥栖）との連携を図り、就職のあっせん、就職相談、職業訓練等への支援等を行い、就労支援や相談体制の強化を図っていきます。			
実施状況と今後の方向性	ひとり親家庭への経済的な支援として、生活基盤や経済的基盤の安定を図るため、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行いました。就業の支援として、ひとり親家庭の方が十分な収入を得て自立した生活を営めるように、自立支援給付金の事業を実施しました。高等職業訓練促進給付金等事業実施では、対象資格拡充等により給付金の申請者が増加しました。今後は、就労していても、収入、就業形態や子育てとの両立などに困難を抱えている場合が多く、本人の状況や生活条件に即した就業支援や相談体制の強化を図ります。			

施策名	(3) 障害児施策	担当課	施策の評価	予定通り取り組んでいる
		こども育成課 社会福祉課	3	
具体的事業	教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、障害児支援に関わる庁内組織、児童相談所、発達支援や就労支援を行う発達障害者支援センター、療育施設など関係機関とも連携し、必要な支援を実施していきます。保育所、幼稚園等においては、市は障害児の受け入れに対応できるよう必要な財政支援を継続していきます。また、心身の発達の遅れがみられる児童及び保護者に対し、育児に関する相談や療育支援のための巡回相談事業を実施するとともに、施設に従事する職員や保護者に対する研修、講演等を開催し、障害への理解促進が図られるよう取り組んでいきます。			
実施状況と今後の方向性	児童の発達支援に関する関係機関との連携、研修及び巡回相談事業を継続して実施しています。また、障害児保育事業として障害児を受け入れている教育・保育施設に財政支援も行っています。今後は、医療的ケア児の教育・保育施設での対応について検討を進めていきます。			

(4) 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取り組みの推進

施策名	「仕事と生活の調和」の実現に向けた取り組みの推進	担当課	施策の評価	予定通り取り組んでいる
		こども育成課 市民協働推進課 商工振興課	3	
具体的事業	事業所等に対し、子育て支援の重要性についての意識啓発を進めるとともに、両親が育児休業を取りやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する啓発に取り組むなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進に努めます。			
実施状況と今後の方向性	市ホームページ及び市報等で仕事と生活の両立支援に関する啓発を市民や事業所へ行いました。また、育児休業後の教育・保育施設の利用について、早期段階より申し込みを受けることで職場復帰を支援しました。今後も啓発活動及び保育ニーズへの対応に努めます。			

2. 総合評価

各取り組みの評価点数の合計の平均を基に、A～D の4段階で取組の総合評価を行いました。

評価	平均点	内容
A	2.5 以上	十分に取り組むことができた
B	2～2.5 未満	ある程度取り組むことができた
C	1.5～2 未満	あまり取り組むことができなかった
D	1.5 未満	全く取り組みが進まなかった

	4年間の取 組みの評価	基本施策 の平均	基本施策の 総合評価
1. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保			
(1) 認定こども園の普及に関する考え方	2.0	2.3	B
(2) 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携の推進	3.0		
(3) 3歳未満児に係る取組と3歳児以上時に係る取組の連携	2.0		
2. 子ども子育て支援の関連施策			
(1) 保育士等の確保策の推進	3.0	2.5	A
(2) 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用	2.0		
3. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携			
(1) 児童虐待防止対策	3.0	3.0	A
(2) ひとり親家庭の自立支援	3.0		
(3) 障害児施策	3.0		
4. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取り組みの推進			
(1) 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取り組みの推進	3.0	3.0	A

基本施策の平均
2.7
基本目標2 の総合評価
A